

和歌山県警察職員職務倫理規程

(最終改正：令和2年3月13日 和歌山県警察本部訓令第4号)

和歌山県警察職員職務倫理規程を次のように定める。

和歌山県警察職員職務倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、和歌山県警察職員（地方警務官を除き、臨時的任用職員及び会計年度任用職員を含む。以下「警察職員」という。）の職務に係る倫理（以下「職務倫理」という。）の保持に資する規準を定めることにより、職務の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって、公務に対する県民の信頼を確保することを目的とする。

(職務倫理)

第2条 警察職員は、警察の任務が県民から負託されたものであることを自覚し、県民の信頼にこたえることができるよう、高い倫理観の涵養に努め、職務倫理を保持しなければならない。

2 前項の職務倫理の基本は、次に掲げる事項とする。

- (1) 誇りと使命感を持って、国家と国民に奉仕すること。
- (2) 人権を尊重し、公正かつ親切に職務を執行すること。
- (3) 規律を厳正に保持し、相互の連帯を強めること。
- (4) 人格を磨き、能力を高め、自己の充実に努めること。
- (5) 清廉にして、堅実な生活態度を保持すること。

(職務倫理の規準)

第3条 警察職員は、次に掲げる事項をその職務倫理の保持を図るために遵守すべき規準とし、行動しなければならない。

- (1) 警察職員は、全体の奉仕者であることを自覚し、特定の者に対してのみ有利な取扱いをする等県民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。
- (2) 警察職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。
- (3) 警察職員は、法律、条例及び規則（以下「法令等」という。）により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の県民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。
- (4) 警察職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならない。
- (5) 警察職員は、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならない。

(法令等の厳守)

第4条 警察職員は、その職務の遂行に当たっては、法令等及び上司の職務上の命令を厳守し、その権限を濫用してはならない。

(信用失墜行為の禁止)

第5条 警察職員は、県民の信頼及び協力が警察の任務を遂行する上で不可欠であることを自覚し、その職の信用を傷つけ、又は警察の不名誉となるような行為をしてはならない。

(各種情報の保秘)

第6条 警察職員は、職務上知り得る情報の取扱いが多いことを自覚し、正当な理由なく、個人情報のもとより、その他職務上知り得た各種情報を漏らしてはならない。

(職務の公正の保持)

第7条 警察職員は、職務に支障を及ぼすおそれがあると認められる金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待を受け、又は職務に関する利害関係者と職務の公正が疑われるような方法で交際してはならない。

2 警察職員が職務として犯罪の捜査に携わる場合における当該犯罪の被疑者又はその弁護人若しくは代理人は、当該警察職員の利害関係者であるものとみなす。

(禁止行為)

第8条 警察職員は、利害関係者との間で、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。）を受けること。ただし、儀礼として社会通念上相当であると認められるものを除く。
- (2) 金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
- (3) 利害関係者から応分の対価を支払わずに物品又は不動産の貸付けを受けること。
- (4) 利害関係者から応分の対価を支払わずに役務の提供を受けること。
- (5) 未公開株式を譲り受けること。
- (6) 供応接待を受けること。
- (7) 利害関係者に要求して、第三者に対して前各号に掲げる行為をさせること。
- (8) 利害関係者からの依頼に応じた講演、討論、講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送の放送番組への出演に伴う報酬を受けること。ただし、宣伝用物品又は記念品、景品であつて広く一般に配布するもの等社会通念上相当と認められる物品を除く。

2 前項の規定にかかわらず、警察職員は、利害関係者との間で、次に掲げる行為を行うことができる。

- (1) 利害関係者から宣伝用物品、記念品、景品等であつて広く一般に配布するためのもので社会通念上相当と認められるものの贈与を受けること。ただし、職務に関連した原稿執筆料及びこれらに類するものについての贈物又は謝礼その他の報酬を受ける場合は、和歌山県警察服務規程（平成22年和歌山県警察本部訓令第3号）第23条の規定によるものとする。
- (2) 多数の者が出席する会合（これに類する集まりを含む。）等において、利害関係者から記念品等の贈与及び簡素な飲食物の提供を受けること。
- (3) 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。

(4) 自己の費用を負担して飲食等をする事。ただし、公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められるものに限る。

(禁止行為の例外)

第9条 警察職員は、私的な関係（警察職員としての身分にかかわらない関係をいう。）がある者であつて、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合限り、第8条第1項各号（同項第7号を除く。）に掲げる行為を行うことができる。

(細目的事項)

第10条 この規程に定めるもののほか、警察職員の倫理の保持に関し必要な事項は、別に定める。